

特定技能制度における在籍型出向の要件（案）



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



基本方針の記載（抜粋）

第二 特定産業分野及び育成労産業分野に関する基本的な事項等

1 特定産業分野に関する基本的な事項及び特定技能外国人の雇用形態

(2) 特定技能外国人の雇用形態

(略)

原則として外国人が所属する機関は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約は認めない。ただし、特定産業分野に係る業務を行っている場合等であって、特定産業分野に属する技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に関係する特定技能所属機関の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約（特定技能分野別運用方針において定める特定産業分野の同一の業務区分に属する業務に従事するものに限る。）を許容することとし、その旨を特定技能分野別運用方針に明記することとする。（以下略）



- 必要不可欠要件（上記の赤字の部分）。在籍型出向でないと目的が達成できないという必要性の要件）
- 懸念払拭要件（上記の青字の部分）。在籍型出向でも労働者保護に欠けることがないという許容性の要件）

必要不可欠要件

- 研修的・教育的目的であり、かつ当該研修・教育が特有の設備・機材等を寡占的に管理する法人又は出向元では通常得られない特有の技能を要する業務を行う法人でなければ実施できず、出向先でも同一の業務区分に属する業務に従事すること（技術指導を行うために必要不可欠であることを含む）
- 特定技能所属機関同士が密接に関連するものであること（次のいずれかに該当すること）
 - 親会社と子会社の関係にある法人
 - 同一の親会社を持つ法人
 - 相互間に密接な関係がある法人
- 特定技能所属機関同士で特定産業分野に属する技能を要する業務について安定的な業務委託等の関係があり、特定技能外国人以外の者であれば研修・教育目的の在籍型出向が一般的であると認められること
- 出向期間は短期間（1年につき通算4月以内）であること（2号特定技能外国人の場合は、在留期間の半数を超えない期間であること）

懸念払拭要件

- 出向元・出向先の企業を明らかにすること（在籍型出向の出向先となる企業は1回につき1社に限る）
※出向期間は1年につき、通算4月以内かつ出向先は2社まで（1回につき1社まで。再出向などは不可）
- 出向期間を明らかにし、出向期間中の1号特定技能外国人支援の責任を明確にすること
※出向元・出向先いずれも特定技能所属機関であり、支援の責任を有するが、出向期間中のそれぞれの責任の範囲等を出向協定等により明確にすることが求められる
- 出向期間中、所定内賃金等の待遇は出向元におけるものが維持又は向上されること
- 出向元・出向先のいずれもが中小・小規模事業者でないこと（ただし、出向元又は出向先のいずれかが、「出入国在留管理庁長官が認める中小・小規模事業者でない企業」の子会社又は関連会社である場合は除く。）

- ▶ 必要不可欠要件及び懸念払拭要件の該当性については、分野所管省庁の協力を得て、出入国在留管理庁が在留審査等において出向協定等により確認する
- 航空、鉄道の2分野に限定し、運用状況を的確に把握する（不正行為等が確認された場合、当該企業には在籍型出向を認めないこととするなど、厳正な処分等を行う）